

本科 1～3 年生  
保 護 者 各位

学生課学生支援係

## 高等学校等家計急変支援金について

### 1. 制度の概要

#### (1) 趣旨

高等学校等家計急変支援金（以下「家計急変支援金」という）は、保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）又は学び直し支援金の支給額に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況をもとに算出される就学支援金に相当する額を支給するものです。

#### (2) 対象

- ①高等学校等就学支援金新制度対象者（平成 26 年 4 月 1 日以降に入学した者）
  - ②学び直し支援金対象者（高等学校等就学支援金新制度対象者であった者で、高等学校等を退学又は転学をしたことのある者）
  - ③①～②のうち、いずれかの要件を満たす者で、家計急変後の保護者全員の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額合計が 85,500 円(年収 350 万円程度)未満であること
- ※①～②の全てにおいて、国費留学生及び高校等を卒業又は修了した者は除く
- 所得制限により就学支援金の受給を受けていない者でも家計急変後の保護者全員の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額合計が 85,500 円未満であれば、家計急変支援金の対象となります。
- 保護者（親権者）の離婚・死別により収入が減少する場合は、本制度の対象とはなりません。

#### (3) 支給額

区分	対象者	支給月額
A 家計急変後の収入をもとに算出した都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額見込が 85,500円未満の場合	① 新就学支援金制度対象者 ② 学び直し支援金対象者	19,550円
B 家計急変後の収入をもとに算出した都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額見込が非課税の場合	① 新就学支援金制度対象者 ② 学び直し支援金対象者	

※家計急変支援金は、就学支援金と同様、学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から家計急変支援金を受取り、授業料に充当するものです。

#### (4) 支給期間

家計急変支援金の支給期間は、家計が急変した日の属する月の翌月から家計急変による収入状況が課税証明書等に反映されるまでの期間、または当該年度末(3月)を限度とします。

## 2. 手続きについて

### (1) 提出期限

- ・平成31年4月以降発生分：家計が急変した翌月の10日まで

### (2) 提出場所

〒625-8511 舞鶴市字白屋 234 番地  
舞鶴工業高等専門学校 学生課学生支援係  
電話 0773-62-8882

### (3) 受給資格について

家計急変支援金の受給には、就学支援金もしくは学びなおし支援金の受給資格の認定を受けている必要があります(所得制限により就学支援金の受給対象外となっている場合は、家計急変後の保護者全員の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額合計が85,500円未満であれば対象となります)。

家計急変支援金の受給資格が認定されれば、家計が急変した日の属する月の翌月から家計急変による収入状況が課税証明書等に反映されるまでの期間、家計急変支援金が支給されます。ただし、その期間は、年度末(3月)を限度とするため、平成31年4月以降も家計急変支援金を受給するには、平成31年4月5日までに改めて受給資格の申請を行う必要があります。

認定申請については、①高等学校等家計急変支援金受給資格認定申請書ならびに②家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格証等)、③家計急変後の収入を証明する書類(再就職先の会社作成の給与見込証明書、再就職先の直近の給与明細(3ヶ月分)等)、④家計急変前の収入を証明する書類(就学支援金の申請時に使用した課税証明書等)、⑤扶養親族を証明する書類(扶養している配偶者ならびに22歳未満の扶養親族の保険証の写し等)が必要となります。

平成31年4月以降に家計急変が発生した場合は、家計が急変した翌月の10日までに学生課学生支援係へご提出ください。

また、今年度、上記手続により受給資格の認定を受けた後、翌年度の4月以降も継続して受給を希望する場合は、原則、毎年4月10日までに申請時と同様の書類をご提出いただく必要がありますので、ご留意願います。

なお、手続き等の詳細については、「高等学校等家計急変支援金について」のリーフレットをご覧ください。